

## **第15章. 政府調達章**

### **1. 政府調達章の概要**

特定の調達機関が基準額以上の物品及びサービスを調達する際の規律を規定。具体的には、公開入札を原則とすること、入札における内国民待遇及び無差別原則、調達の過程の公正性及び公平性、適用範囲の拡大に関する交渉等について規定。

### **2. 主要条文の概要**

#### ○適用範囲（第15. 2条）

本章の規定は、対象調達に係る措置について適用すること、「対象調達」とは、物品、サービス又はこれらの組合せが附属書の締約国の表に掲げられていること等の要件を満たす政府調達をいうこと等を規定。また、各締約国は、附属書の自国の表において、本章の規定の適用を受ける中央政府及び地方政府等の機関、物品、サービス等の情報を特定すること等を規定。

#### ○一般原則（第15. 4条）

各締約国は、対象調達に関する措置について、他の締約国の物品及びサービス並びに他の締約国の供給者に対し、内国民待遇及び無差別待遇を与えること、調達機関は、一定の場合を除くほか、対象調達について公開入札の手続を用いること、各締約国は、物品に関する対象調達について、通常の貿易において当該物品に適用する原産地に関する規則を適用すること、締約国は、対象調達について、調達のいかなる段階においても調達の効果を減殺する措置を課してはならないこと等を規定。

#### ○調達計画の公示（第15. 7条）

調達機関は、対象調達ごとに、附属書に掲げる適当な紙面又は電子的手段により調達計画の公示を行うこと、締約国は、調達計画の公示に英語を用いるよう努めること等を規定。

#### ○参加のための条件（第15. 8条）

調達機関は、対象調達への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該対象調達の要件を満たすための法律上、資金上、商業上及び技術上の能力を有することを確保するものに限定しなければならないこと等を規定。

#### ○供給者の資格の審査（第15. 9条）

締約国は、供給者登録制度を維持することができること、締約国の措置により選択入札を用いることが認められている場合及び調達機関が選択入札を用いる意図を有する場合には、当該調達機関は、供給者に対し対象調達の参加申請書の提出を招請すること、締約国は常設名簿を作成し、又は保持することができるなど等を規定。

#### ○限定入札（第15. 10条）

調達機関は、入札書が提出されなかった場合、物品又はサービスが特定の供給者によってのみ供給されることが可能であり、かつ、他に合理的に選択される物品若しくはサービス又は他の合理的な代替の物品若しくはサービスがない場合等に限り、限定入札を用いることができるなど等を規定。

#### ○技術仕様（第15. 12条）

調達機関は、締約国間の貿易に対する不必要的障害をもたらすことの目的として又はこれをもたらす効果を有するものとして、技術仕様を立案し、制定し、又は適用してはならず、また、適合性評価手続を定めてはならないことなどを規定。

#### ○期間（第15. 14条）

調達機関は、入札書の提出の期限を、公開入札の場合には、調達計画の公示を行う日から40日目の日以後の日に定めること等を規定。

#### ○入札書の取扱い及び落札（第15. 15条）

調達機関は、全ての入札書を、調達の過程の公正性及び公平性並びに入札書の秘密性を保証する手続に従って受領し、開札し、及び取り扱うこと等を規定。

#### ○情報の開示（第15. 17条）

締約国は、他の締約国の要請に応じ、調達が公正かつ公平に及びこの章の規定に従って行われたかどうかを示すために十分な情報を秘密の情報を開示することなく速やかに提供すること等を規定。

#### ○調達の実務における健全性の確保（第15. 18条）

各締約国は、自国の政府調達における腐敗行為に対処するために刑事上又は行政上の措置がとられていることを確保すること等を規定。

#### ○国内の審査（第15. 19条）

各締約国は、供給者が関心を有し、又は有していた対象調達に関する、当該供給者からの一定の事項についての苦情申立てを、無差別な、時宜を得た、透明性のある及び効果的な態様で審査するため、自国の調達機関から独立した少なくとも一の公平な行政当局又は司法当局を維持し、設置し、又は指定すること等を規定。

#### ○追加的な交渉（第15. 24条）

締約国は、本協定の効力発生から3年以内に、適用範囲の拡大を達成するため、交渉（地方政府に関する適用範囲を含む）を開始すること、当該交渉の開始前又は開始した後においても、地方政府の調達を対象とすることについて合意することができること等を規定。

#### ○附属書

TPP交渉に参加した12箇国がこの章の適用を受ける政府調達の適用の範囲（対象機関、対象物品、対象サービス、各調達の適用基準額、適用除外となる調達）につき、国別に所定の様式に基づき記載。概要は別添参照。